（長期研修員論文）

知的障害のある生徒の働く意識を高めるための企業と連携した作業学習のあり方

―生徒・学校・企業それぞれのメリットの分析をとおして―

松　本　美智枝

（静岡県立東部養護学校　伊豆高原分校）

要旨：知的障害のある生徒の就労支援の充実を図る観点から，企業と連携した作業学習のあり方について静岡県立東部養護学校伊豆高原分校をフィールドに授業実践を行い，その有効性の検証を行った。具体的には，企業と連携した作業学習において，生徒・学校・企業それぞれのメリットの分析を行い，知的障害のある生徒の職業観・勤労観を高めるための連携した教育活動における学校及び企業のあり方を確認するとともに，これからの職業教育を推進するうえでの課題について検討した。

見出し語：作業学習，企業との連携，地域とのネットワーク，職業観・勤労観の育成

Ⅰ．はじめに

今日の障害者施策においては「ノーマライゼーション」の理念の下，障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すこと，障害者も自己選択と自己決定の下に社会参加・参画することとともに，社会の一員としての責任を分担することが推進されている。

今日，障害者の就労にむけての取組として雇用促進のための法改正がすすめられてきた（資料①「障害者雇用促進法」，資料②「障害者雇用率制度」，資料③「障害者雇用納付金制度」，資料⑤「障害者自立支援法」）。

それに基づき都市部を中心に特例子会社制度（資料④）を活用した企業の取組もなされてきている。

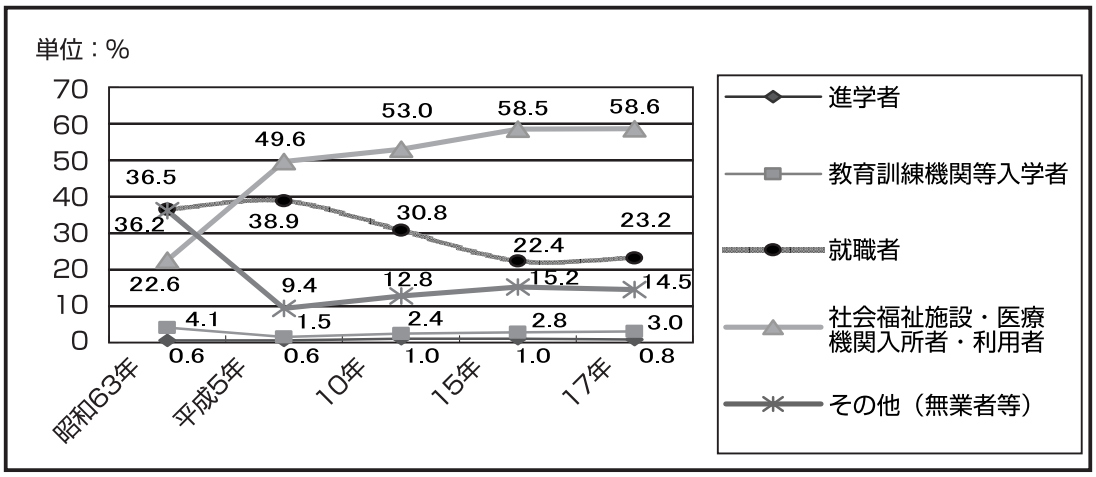

図１　知的障害養護学校高等部卒業者の進路状況　年次推移

（出所）内閣府「障害者白書 平成18年版」

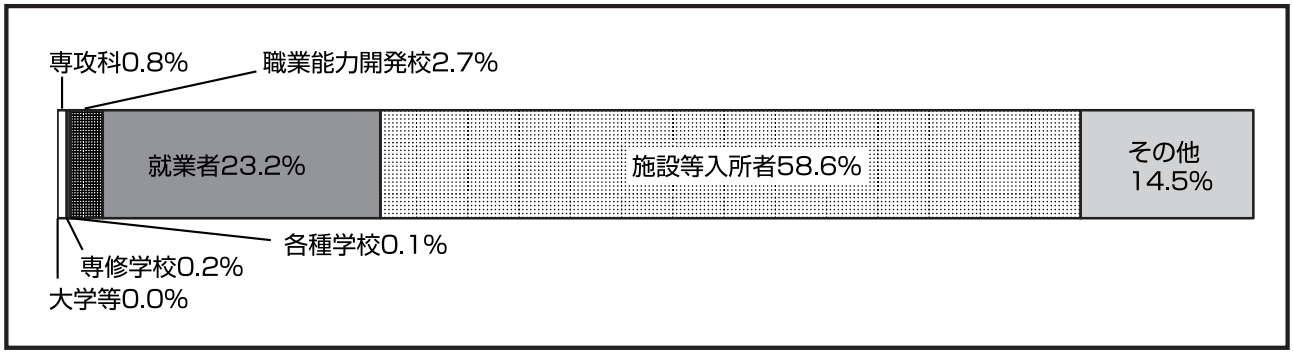

図２　知的障害養護学校高等部卒業者の進路状況　平成17年３月卒業者

注）大学等は進学者はいるが四捨五入したため0.0%と表記している。また各区分の比率の計は四捨五入のため100%にはならない。

（出所）文部科学省「特別支援教育資料 平成17年度」の資料を基に作成

この制度は，企業の障害者雇用率を向上させるという企業にとってのメリットと同時に，障害者にとっても，より障害者に配慮された職場環境の中で最大限に能力を発揮する機会の増大につながっている。障害者にとって働く場や機会があることは，社会の一員としての役割を果たしているという自信になり，生きる喜び＝生きがいをもって生活できることにつながるであろう。このことは，企業の社会的貢献（CSR）を果たすためにも重要な取り組みであるといえよう。

上記のような障害者の就労に向けた施策がなされているにもかかわらず，特別支援学校（知的障害）高等部卒業者の就職者の割合については，平成５（1993）年をピークに減少を続ける一方，施設等利用者は年々増加傾向にあるという現状がある（図１）。平成17（2005）年には就職者の割合が23.2％であるのに対し，施設等利用者は58.6％と６割近くなっている[2)]（図２）。

また，卒業者の就職先についての近年の傾向をみると，製造業に次いでサービス業・販売業といった第三次産業に従事する者の割合が多くなっていることが挙げられる（図３）。また，製造業，サービス業分野への就職に比べるとわずかではあるが，運輸・通信業分野への就職者もみられる。製造業は比較的単純な作業内容や同じことの繰り返しでできる活動が多く，知的障害のある人も従事しやすいことから，これまでも就職先として選択されることが多い分野であった。近年，バックヤードにおける仕事として，商品の袋詰めやラベル貼り，商品の陳列等の職種に障害者が雇用されるようになってきており，これらが就職率の増加に結びついてきたものと考えられる。また，運輸・通信業への雇用については，近年の運輸業者による宅配業の隆盛により，集配センターでの荷物の仕分け作業や伝票整理等に従事する者が増えてきたことも理由として挙げられるであろう。

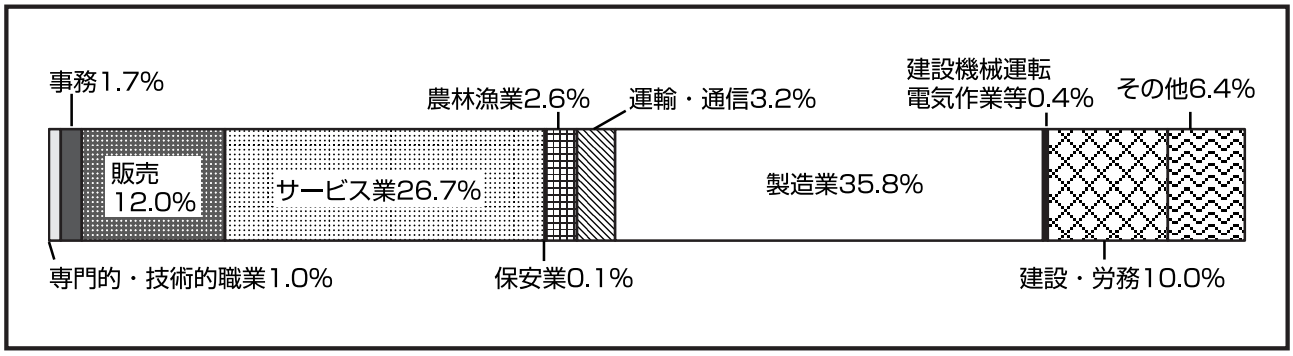

図３　知的障害養護学校高等部卒業者の職業別就職状況　平成17年３月卒業者

注）また各区分の比率の計は四捨五入のため100%にはならない。

（出所）文部科学省「特別支援教育資料 平成17年度」の資料を基に作成

これらのことを踏まえて，これからの学校における就労支援について考えたとき，多くの生徒を地域社会に送り出し，働く生活を継続させるためには，職業教育のより一層の充実を図ることや，学校教育の早期の段階から「働くこと」に必要な力を身につけることが重要となってくる。

特別支援学校（知的障害）においては，これまでも作業学習や現場実習等を含めた教科・領域を合わせた指導を中心に職業教育に取り組んできた。平成８（1996）年には「盲学校，聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」（調査研究協力者会議）の報告がなされ[3]，平成11（1999）年の学習指導要領の改訂では，社会の変化に対応した職業教育の充実をはかる手立てとして「流通・サービス」の教科が新設された[4]。企業等との連携の強化の必要性も謳ったこの提言をうけ，現在の職業教育の新たな取組として，企業における実習と学校における教育を一体的に組み合わせた通年型の現場実習や企業の専門家と連携した作業学習の展開等が行われている。

これらの連携によるメリットとしては次のことが考えられる。まず，企業が持つ現場でのノウハウを作業学習に取り入れられること，生徒にとっては，直接企業の専門家の指導のもと“働く現場”を感じとることができること，また，企業の専門家が授業づくりに参加する中で，特別支援学校に在籍する生徒たちについての理解を深めていけるものと期待できることである。

生徒が卒業後には地域社会で生活していくことを考えると，これからの学校教育は学校単独での就労支援に留めず，地域の関係機関との連携を図ることや地域における社会資源を活用する視点を持つことが重要であると考えられる。

本研究では，これらのことについて静岡県立東部養護学校伊豆高原分校における企業と連携した職業教育の実践をとおして検討し報告する。

Ⅱ．研究の目的

本研究では，これからの職業教育のあり方について考えるために，企業と連携した作業学習を行うことの有効性を検討し，これからの特別支援学校の教育が取り組むべき課題や方向性を明らかにすることを目的とした。

このために，静岡県立東部養護学校伊豆高原分校において行われた企業と連携した作業学習をとおして，それが知的障害のある生徒の職業観・勤労観[1]（資料⑥）に与えた影響を中心に，学校や企業に与えた影響を検討する。

Ⅲ．研究の内容・方法

１．研究の内容

本研究では，企業と連携した作業学習の実践を行った静岡県立東部養護学校伊豆高原分校の実践を中心に報告するが，その前提となる本校が行ってきている地域との連携づくりに関する取り組みについても簡単にまとめて課題等を整理・検討した。

研究の内容は以下の２つからなる。

１）伊豆地区における本校の地域との連携づくりのための取り組みについて整理・検討する。これを結果１と考察１にまとめた。

２）本校で行った企業と連携した作業学習の実践をとおして職業教育のあり方を検討する。これを結果２とそれに基づく考察としてまとめた。

２．研究の方法

（1）伊豆地区における本校の地域との連携づくりのための取り組みについての整理・検討

生徒の就労・定着に向け，本校では「伊豆地区就業促進協議会」を発足させるための準備活動を展開している。この本校の取り組みについて，これまでの経過と現状を整理し，今後の課題等について検討を行った。

（2）本校で行った企業と連携した作業学習の実践をとおしての職業教育のあり方の検討

はじめに，本校の生徒の通学状況や教育課程，現場実習，卒業後の進路について整理し，現状を踏まえたうえで今後の職業教育の充実に向けた課題を検討した。

次いで，地域の企業と連携した作業学習について，授業計画の立案と作業学習時の支援状況を報告

した。作業学習の事前と作業学習中の授業後に生徒にアンケートを施行すると共に，教員は「授業あらわれカード」に生徒の状態を記入するようにした。そして作業学習の終了後に，全体の評価と今後の課題について教員全体及び教員・企業間で意見交換を行った。

これらを基に，知的障害のある生徒の今後の職業教育のあり方について職業観・勤労観を中心に考察を加えた。

Ⅳ．結果及び考察

結果１：地域との連携づくりのための取り組み

（1）「伊豆地区就業促進協議会」発足へ向けて

静岡県内の特別支援学校間には現在，大きく６地区＜東部・富士富士宮・静岡・志太榛原・中東遠・西遠＞に分かれて「就業促進協議会」が存在し，それぞれの地区毎に会合を実施している。協議会の目的や参加団体，主な事業の概要を以下に記す（表１）。

伊豆高原分校は東部地区に所属する。しかし，広域な東部地区をさらに３地域（沼津・田方・三島地区，駿東地区，伊豆地区）に分け，それぞれの地域に根ざした活動を行うべく地区ごとの協議会の立ち上げを模索しているところである。

伊豆地区においても，これまで本校を会場とした学校公開・講演会・協議会を目的とした研修会を実施しており，地域の役場関係者，ハローワーク，生活支援センター，小規模作業所（育成会），商工会議所，事業所等が参加している。本研修会は，学校の教育活動の理解を図るとともに，障害者を雇用している事業所における就労の現状や課題について学んだり，参加者それぞれの立場での取り組みの現状や課題等についての情報交換をしたりする場として位置づけて開催したものであり，関係機関及び関係者間のネットワーク作りの方向性を協議することを目的としてきた。このような経過を経て，平成18（2006）年度の会合（平成18（2006）年11月14日実施）の結果，平成19（2007）年度より正式に「伊豆地区就業促進協議会」として立ち上げることとなった（表２）。

当面の主な活動の内容としては，地域へのＰＲ活動（地域の教育現場の取り組み，障害者の就労の実際，雇用促進へ向けて等）が重要との意見が出されている。

（2）作業学習の中で地域資源を活用する取り組みとして

伊豆高原分校における作業学習の授業の中で協力を得た取組としては以下の２点が挙げられる。

１）「伊東市振興公社」

市内にある「小室山公園」の清掃を請け負っている機関である。平成17（2005）年度より，年間５回程度，（作業学習の時間）３～５名程度の生徒に対して社員の指導のもと，園内の清掃活動（落ち葉掃

表１　静岡県における就業促進協議会の概要

目　　的：事業所，教育，福祉等，障害児･者に関わる機関が連携し，地域の障害児･者の社会参加の促進を目指す。

関係団体：生徒の卒業後の進路先(事業所，作業所，施設等)，地域生活支援センター，ハローワーク，福祉事務所や役場の福祉課，関係諸学校等（地区によっても多少の差異はある）

主な事業の概要：
- 障害者の就業アピール＝各地域の事業におけるPR（バザー，理解啓発事業等）
- 情報の共有化＝先進地域についての研修会・講演会，生徒の実習先，進路先等の公開
- ケース会議の開催＝必要に応じて関係機関が集まってのケース会議の開催
- 移行支援会議の開催＝卒業生に関する移行支援について関係機関が集まって話し合いの機会を持つ

表２　平成１８年度　伊豆地区就業促進協議会参加者名簿

	機　　関　　名	役職・担当名	備　　考
1	社会福祉法人鑑石園うさみの園	施設長	事業所
2	（有）伊豆介護センター	代表取締役	〃
3	石原クリーニング	取締役社長	〃
4	十字屋クリーニング	取締役	〃
5	（株）協同鶏卵		〃
6	おさだ農園		実習受け入れ先
7	伊東市商工会議所	専務理事	事業主団体
8	熱海市役所しあわせ推進課	障害福祉係長・相談員	市町村
9	伊東市役所社会福祉課	課長・課長補佐	〃
10	東伊豆町役場福祉介護課	主任主事	〃
11	河津町役場保健福祉課	主　事	〃
12	下田市役所福祉事務所	〃（２名）	〃
13	南伊豆町健康福祉課	〃	〃
14	伊豆市役所長寿福祉課	課長補佐・係長	〃
15	三島ハローワーク伊東出張所	雇用指導官	職業安定機関
16	下田ハローワーク	上席職業指導官	〃
17	知的障害者更生施設　碧の園	園　長	福祉機関
18	地域生活支援センター　いぶき	コーディネーター２名	〃
19	ワークセンターやまもも設立準備室	準備委員	〃
20	地域生活支援センター　すまいる	コーディネーター	〃
21	物見が丘作業所	所　長	小規模授産所
22	宇佐美作業所	〃	〃
23	大原作業所	指導員	〃
24	ゆばた作業所	所　長	〃
25	NPO法人　コルティーホ	指導員	グループホーム

き，枝打ち，花壇の整備等）を行っている。

２）「柑橘試験場伊豆分場」

平成18（2006）年度の園芸作業において，ミカンの苗木を植えるにあたり，試験場の専門家にみかんの種類や育て方，土作りや植栽等について直接指導を受けている。

（3）その他の学習場面での地域の人材の活用について

静岡県の「多様な人材活用学習支援事業」[注1)]を活用して，タイルモザイク（平成17（2005）年度の作業学習）や美術の時間の指導，また放課後の活動として，漢字検定にむけた講座の指導やフラワーアレンジメント講座の指導等を地域の方を講師として招いている。

考察１：伊豆地区就業促進協議会の立ちあげによる成果

（1）地域への啓発および情報発信

注１）　多様な人材活用学習支援事業
静岡県総合教育センター学習人材バンクの登録者，教員退職者，大学（院）生等の多様な人材を活用して，県立特別支援学校の児童生徒に対して学習支援，補習講座等を実施することにより児童生徒の進路実現のために必要な知識，技能，生活習慣等を習得させることを目的とする事業。学校ごとに必要な予算を組み，講師には１時間1,500円（交通費込み）の報酬が支払われる。

高等部が開設されて数年しかたっておらず，地域に送り出した卒業生もまだわずかである。職場開拓で出向いた事業所から「そのような学校があったのか」と聞き返されることも多い。この学校では，生徒にどのような力をつけさせ，何を目指しているのかということを地域の方に広く知ってもらうことが必要であり，そのための情報発信を常に心がけることが欠かせないと考えられた。

（2）職業教育の充実

生徒が将来の地域での自立した生活を目指し，具体的な目標を持って学ぶ姿勢を身につけさせるためには，職業教育を充実し，作業学習，現場実習，進路学習はもとより，学校生活全体を通じて「働くこと」への意識作りが重要であると考えられた。

（3）地域の人材の活用

「地域で働く人」を育てるためには，学校のみの取組にとらわれず，広く地域に目を向け，地域の資源や人材を活用した学習を展開することも必要である。それがすなわち，地域への理解啓発につながり，（卒業後の授産施設からの就労も含めた）就労促進，地域における社会自立につながるのではないかと考えられた。

（4）移行支援にむけた地域とのネットワーク作り

高等部入学前から卒業後の生活までの移行をスムーズに行うためには地域とのつながり作りをさらに進め，一人一人の生徒を地域全体で育てるという考えを地域社会と共有していけるようになることが必要であると考えられた。

結果２：企業と連携した作業学習の有効性について

（1）学校の概要

①通学状況

伊豆高原分校は，平成11（1999）年伊東市立西小学校の校舎内に開校した伊東分校（小中学部）の高等部として，平成14（2002）年静岡県立伊東城ヶ崎高校（平成18（2006）年度より静岡県立伊東高校城ヶ崎分校に名称変更）の校舎内に開設された。その後，平成18（2006）年度より高等部のみの分校，伊豆高原分校と改まり，現在に至っている。生徒の通学状況を表３，図４に示す。

②教育課程

表３　生徒の出身地域の状況（全生徒　39名）

地　域	人　数
熱　海　市	5
伊　東　市	１７
東 伊 豆 町	3
河　津　町	6
下　田　市	3
南 伊 豆 町	1
伊　豆　市	4

※養護学校出身者……11名
特殊学級出身者……26名
普通学級出身者……２名

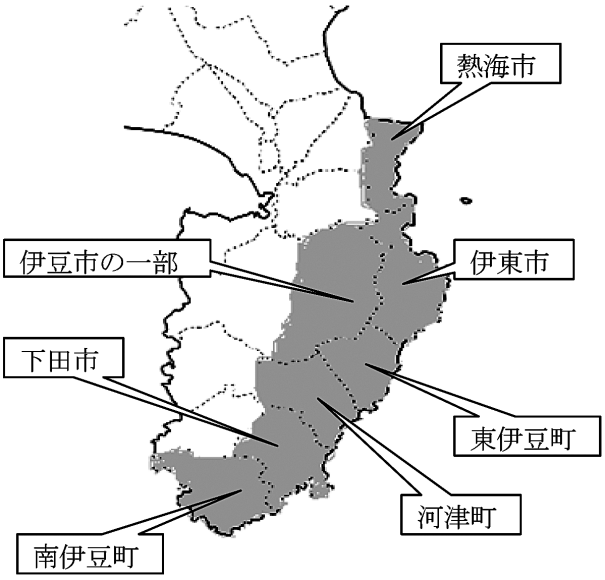

図４　生徒の出身地域の状況

高等部普通科で，作業学習に重点を置いた教育課程を組み，学校生活全体を通じて生徒個々に応じた社会自立を目指した学習を積み重ねている（図５，表４）。

各作業種及び活動内容については表５，表６参照。

③現場実習

年２回の実習期間を設け（６月・10月）日頃学んだことを現場で試したり，将来の進路や働く生活についてのイメージを持たせたりすることを目的とする。

図６は過去４年間（平成15～18（2003～2006）

時間		月	火	水	木	金
1	９：００ ９：５０	朝の活動 ＜日常生活の指導、体育＞				
2	９：５０ １０：４０	国　語 自立活動	数　学 自立活動	体　育	国　語 自立活動	数　学 自立活動
3 4	１０：５０ １１：４０ １１：４０ １２：３０	体　育 LHR	作　業 〔サービス〕 環境整備 園　芸 調　理 （委託清掃）	家 庭 科	音　楽 （隔週） 美　術	作　業 〔クリエーション〕 木　工　① 木　工　② 工　芸 モザイクタイル 陶　芸
	１２：３０ １３：２５	昼　食　・　休　憩				
5 6	１３：２５ １４：４０	生活単元学習 自立活動	作　業 〔サービス〕 環境整備 園　芸 調　理 （委託清掃）	選 択	生活単元学習	作　業 〔クリエーション〕 木　工　① 木　工　② 工　芸 モザイクタイル 陶　芸
１４：４０ １５：０５		ＳＨＲ　→　１５：０５（下校）				

図５　伊豆高原分校週時程表

表４　領域・教科別授業時数および学習ごとのグループ編成

領域・教科	知的単一	肢体重複	学習グループ等の基本
日常生活の指導	3	3	学年
生活単元学習	3	3	学年
作業学習（クリエーション）	3.5	3.5	木工（２班），陶芸，工芸， タイルモザイク
作業学習（サービス）	3.5	3.5	環境整備，清掃サービス，調理等
国語	2		４グループ
数学	2		４グループ
音楽	1	1	学部全体
美術	1	1	３グループ
保健体育	4	4	学部全体
家庭	2	2	学部全体
ＬＨＲ	1	1	学年
ＳＨＲ	2.5	2.5	学年
自立活動		4	３グループ
総合的な学習の時間	1.5	1.5	３グループ
合　計	30	30	

表５　作業学習「サービス」の活動内容

作業種	具体的な活動内容
環境整備	トイレ清掃 校内（廊下・階段・窓ふき） 外まわり（側溝・外周）
園　芸	花壇・草取り・果樹栽培
調　理	昼食作り～片付け～調理室清掃 ※調理は学年（クラス毎）順番で取り組み，自学年の分の昼食を作る
委託清掃 （校外）	伊東市小室山公園の清掃 ※振興公社の方に指導をお願いする 　年間５回実施

表６　作業学習「クリエーション」の活動内容

作業種		具体的な活動内容
木工	１課	ベンチ・プランター・丸いす
	２課	木製クリップ
工芸		機織物製品・ビーズ製品
陶芸		どんぶり・皿・湯呑み・角鉢・箸置き等
モザイクタイル		鍋敷き・壁掛け・コースター・写真立て・植木鉢等

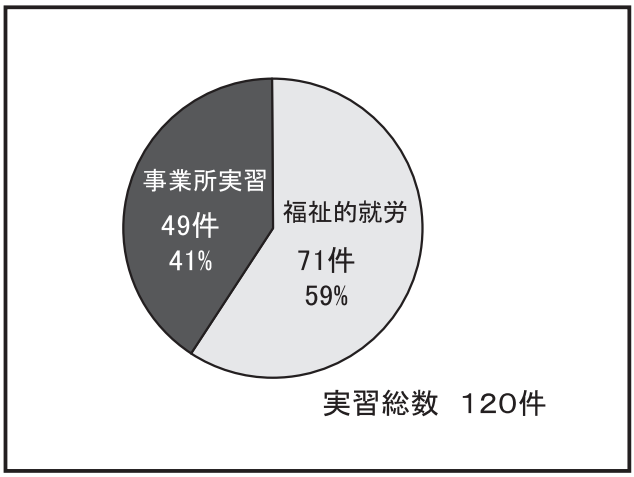

図６　過去４年間（平成15～18年度）の現場実習における事業所実習の割合

年度）の現場実習（述べ総数120件）について，地域企業での事業所実習の割合と作業所，デイサービスセンター等の福祉的就労実習の割合を示したものである。様々な職種での実習体験を重ねる中で，生徒自身が自分の進路先について考える機会とするために，事業所での実習も多く実施されている。

図７は事業所実習を業種別に分類したグラフである。地元のスーパーでの実習や，パン，菓子等を製造する工場での実習に加え，観光を主要産業とする地域ということを反映して，クリーニング会社や旅館・ホテルといった宿泊業における実習も多くなっている。また，地域内に老人介護施設等も多く点在することから，病院・介護関係の職場に実習をお願いすることも増えてきている。全体を見ても，サービス関連の業種が多いことが特徴といえる。

④卒業後の進路状況

伊豆高原分校ではこれまでに13名の卒業生を送り出している。卒業生の進路先の動向を表７に示す。

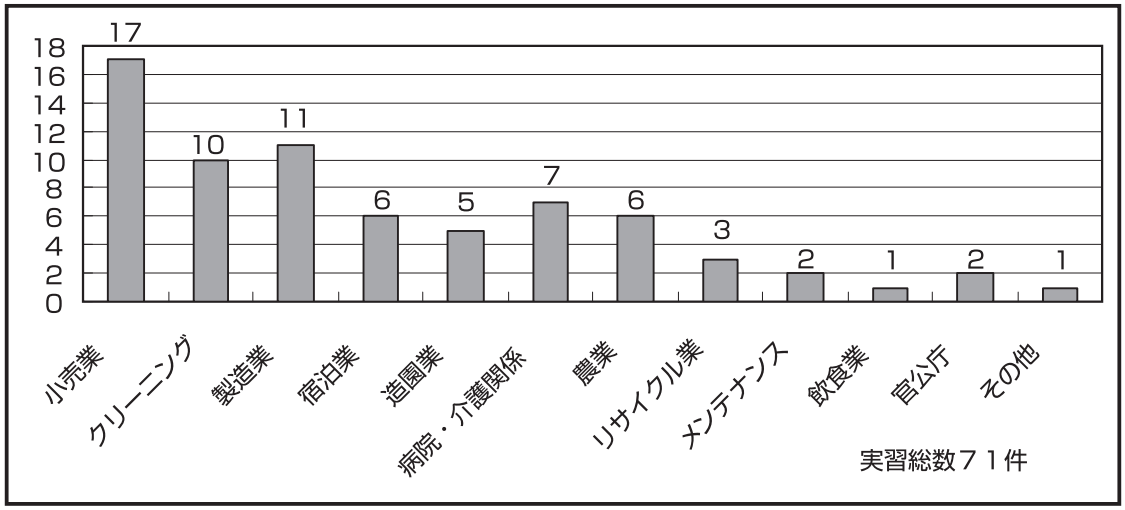

図７　事業所実習の業種別内訳

表７　卒業後の進路状況

動向	職業訓練校	事業所就職					福祉施設等							計
内訳		事務	販売・サービス	製造	自営	その他	小規模授産所	授産施設	更生施設	生活訓練ホーム	デイサービス	その他	在宅	
平成16年度			2	1			2		1					6
平成17年度			1				3		1		2			7

（2）現状および課題

①伊豆地区の就業先と清掃活動

伊豆高原分校のある東伊豆地域は，先に述べたように観光関連の産業が主産業となっており，学校としても開校当初より，生徒の就労先としての可能性を考えて作業学習の中に「サービス」に関する活動を取り入れ，その主な活動に清掃活動をすえている。清掃活動は，メンテナンス会社をはじめ，観光関連の事業所や老人介護施設，スーパー等の小売店や製造業といった就労先でも，また作業所や施設といった進路先においても必ず取り組まれる活動である。さらには，社会自立を目指す上で，家庭生活の中でも欠かせない技術である。

②企業と連携した作業学習としての清掃活動

本校では地域の就業先の特性を考慮して清掃活動に取り組んできたが，それぞれの箇所の清掃の仕方や清掃に必要な道具の使い方（様々な種類のほうき，モップ，ちりとり，雑巾等）はグループを担当した教員に任されており，その指導の方法が必ずしも共通していなかった。例えば，トイレ清掃の場合にも，大まかな手順表はあったものの細かい部分まで検討されていないため，教員によってまちまちの指導がなされているという現実があった。

そこで，清掃に関するより確かな技術を生徒が学ぶことができるように，そして卒業後の生活に生かせるようになることを目指し，地域のメンテナンス会社と連携して授業作りに取り組むこととした。この際に，教員も共に学んでいくことをとおして共通した指導ができるようになること（このことが教員の支援のあり方や授業改善について考える機会にもつながる）を目指すこととした。

③生徒・学校・企業それぞれのメリット

企業との連携は，生徒・教員にとっては先に述べたように清掃に関するたしかな技術を学ぶというメリットが考えられ，学校としても，身近な地域に向けての情報発信及び将来生徒の就労先としても考えられる企業への理解啓発につながるというメリットが考えられる。さらに，企業側にとっても障害のある生徒に対する理解が深まることや，企業に求められている社会的貢献の一環にもつながるというメリットがあると考えられる。

また，この企業との連携による一連の取組が「地域の中で子どもを育てる」という意識作りとなり，伊豆高原分校のこれからの課題の一つでもある「地域との連携・ネットワーク作り」へのアプローチになると考えられる。

（3）授業計画の立案

上記のような趣旨に沿って本校の作業学習に連携協力した企業の概要は以下の通りである。

「株式会社　伊豆急メンテナンス」
設　　立：　昭和55年２月　資本金：10,000,000円
営業種目：・車両・駅舎清掃，ホテル・旅館・保養所館内清掃および一般設備管理
・分譲地の環境維持管理，マンションの総合管理
・建物，庭園の新築・増改築・築造および建物以外の修繕工事
清掃業務について：
伊豆を中心に120事業所あり従業員はパート勤務が主，国家資格（ビルメンテナンス技能士）を有する社員を配置
顧　　客：　ホテル・スーパー・鉄道会社・企業の保養所等

表８は，実際に地域のメンテナンス会社に，今回取り組もうと考えた授業への協力依頼をすることから，授業計画作成までの流れをまとめたものである。これらの打ち合わせをとおして実施計画要項を作成した（表９）。

①指導内容

表８　企業への依頼～授業計画作成までの流れ

日	場所	参　加　者	話し合いの内容および経過
平成18年 ７月19日	メンテナンス会社	学校：教頭・松本 企業：総務課長 次長	・一昨年度，現場実習でお世話になったお礼 ・今回の訪問目的の説明→検討依頼 ※後日，正式文書送付→7月末，会社より正式に承諾の返答
８月10日	学校	教頭 作業学習担当教諭 松本	・２学期以降の実施日の確認 ・授業計画についての検討 ※講義用テキスト（案）作成→次回検討
８月18日	学校	教頭 進路・作業担当教諭 松本	・授業計画の詳細検討 作業内容と目的，指導方法，授業の流れ（時間配分） ※道具，テキストの準備については次回会社の方と検討
８月25日	メンテナンス会社	学校：教頭 進路担当 作業担当 松本 企業：取締役 総務部次長	・学校より 「実施計画」「生徒向けテキスト」「清掃手順表」提示 ・企業より 取り組みに対する考え方について 派遣講師・授業内容・方法について ・必要な道具の検討→企業カタログにて注文 ※テキストは企業で検討・初回の授業は次回検討予定
９月５日	学校	学校：教頭・作業担当 企業：総務部次長	・初回（９月12日）授業についての打ち合わせ

表９　メンテナンス会社との連携による清掃作業の実施計画要項

「伊豆高原分校におけるメンテナンス会社（株式会社　伊豆急メンテナンス）
との連携による清掃作業の実施について」

１　目　　的：・日常動作や家庭生活に活かせる清掃に関する作業能力を身につける
　　・進路先で必要となる清掃作業の基本的な能力を身につける
２　方　　法：伊豆高原分校のサービスの授業に伊豆急メンテナンスの方を講師（２名）に迎え，清掃に関する技能，態度を学習する
３　実 施 日 時：２，３学期の行事等のない火曜日（サービス作業学習の時間）全17回
　　10:40～12:40（２時間）を基本　……別表参照
４　場　　所：学校内または城ヶ崎海岸駅
５　指 導 方 法：各学年２グループ（１グループ５～９名）
　　講師の方の指導のもと，Ａ～Ｃの３つの作業内容に取り組む
　　教員２名は，生徒と共に作業する中で，講師の指示をより具体的にする等の補助を行う。
６　作 業 内 容：Ａ－清掃の心構えについてのお話
　　ぞうきんの使い方（絞り方・ふき方）＝　流し清掃にて
　　窓の清掃（スクイージーの使い方，サッシのふき方）
　　Ｂ－トイレ・廊下の清掃（モップ・ほうきの使い方，掃除機のかけ方）
　　Ｃ－城ヶ崎海岸駅での実地清掃（トイレ・待合室等）
７　謝礼について：県の「多様な人材活用制度」により１名につき１時間　1,500円
８　別　表

回　数	実　施　日	作　業	グループ
1	平成18年９月12日	A	①３年の１（６名）
2	９月19日	C	〃
3	９月26日	B	〃
4	10月３日	A	②１年１組（６名）
5	10月31日	B	〃
6	11月７日	C	〃
7	11月14日	A	③２年１組（９名）
8	11月21日	B	〃
9	11月28日	C	〃
10	12月５日	A	④１年２組（５名）
11	12月12日	B	〃
12	12月19日	C	〃
13	平成19年１月16日	A	⑤２年２組（８名）
14	１月23日	B	〃
15	２月13日	C	〃
16	２月20日	A	⑥３年の２（５名）
17	２月27日	C	〃

授業では，３つの内容を取り上げた。まず１回目は，授業の導入にもあたり，メンテナンス会社の方との初顔合わせともなるので，「働くことに対する心構え」に関する講義や，メンテナンス作業の基本となる事柄についての実習をとり入れた。

２回目には校内のトイレ清掃を行い，トイレ清掃の基本を学ぶ。さらに３回目に駅の清掃に出かけ，これまで学んだことを実際の現場で生かして清掃活動する体験を積むことで３回の授業のまとめとすることとした。

②指導方法

・授業における教員と企業側との役割分担は，授業全体の進行を教員が行い，講義や実習は企業の担当者が進行することとした。
・講義では「生徒向けテキスト」を使用した（学校で作成したものを参考に企業が作成）。生徒にわかりやすいように大きめの文字を使用し，ルビをふり，イラストも挿入してある。
・雑巾の使い方やそれぞれの箇所の清掃の仕方の説明は，企業の担当者の実演が中心だが，窓ふき清掃に使用する「スクイージーの使い方」は，実習の前にビデオを使用して事前学習を行う。
・午後の作業学習の時間には，生徒と教員だけで清掃作業に取り組み，午前中，企業の担当者に教わったことを復習し，確実に身につけられるようにした。
・生徒への事前の意識づけとして，「プロの技術を身につけよう！」を合い言葉に，クラス単位で全員が順番にプロの指導をうけることを伝えた。

（4）実践時の支援と記録

①支援について

授業においては，企業の担当者も指導者の１人である。授業にあたっては，次のような姿勢で指導にあたることを確認した。

・飾らない接し方をすること
・ほめることを大事にする
・汚いところを自分たちできれいにしたという実感をもてるように，段階をおった経験を積ませる

また，一連の活動をとおして生徒が充実感を味わえるために，以下のような手順を考えて清掃活動に取り組んだ。

・まず自分たちのやり方できれいにしてみる
・これだけでは不十分であることに気づく。
・プロが使用する洗剤や道具を使うことで，清掃箇所がきれいになったことを実感する。

さらに，教員は，生徒と共に正しい清掃の仕方や道具の使い方を学ぶと共に，個々の生徒の実態を見ながら，講師のメンテナンス会社の社員の指示をよりわかりやすく具体的にするための個別の声かけや支援を行った。

メンテナンス会社との打ち合わせは，最初のグループが３回の授業を終えた時点で，全体の活動の流れについて見直す機会を作った。その後は，毎回の授業の前後に簡単にその日の流れについて確認を行った。

②記録

生徒の様子を知るための手だてとして，授業後に生徒が記入する生徒向けの「感想アンケート」を実施した。生徒向けアンケートは以下の３種類である。

＜清掃作業について考えよう＞

氏名（　　）

清掃作業に取り組むときの気持ちを教えてください。

１清掃作業は好きですか、きらいですか？どちらかに○をつけてください。

すき　　どちらかといえばすき　　きらい
どちらかといえばきらい　　どちらでもない

２「すき」「どちらかといえばすき」と答えた人に聞きます。どんなところがすきですか？

３「きらい」「どちらかといえばきらい」と答えた人に聞きます。きらいな理由について、次の中から、自分の気持ちに近いものを選んで○で囲んでください。いくつつけてもかまいません。

・やらなければならないことだとは思うが、あまり好きではない。
・汚いところを掃除しなければならないので、やりたくない。
・きれいにすることは難しいことだと思う。
・なぜやらなければならないのか、よくわからない。
・道具の使い方が難しいので、あまり好きではない。
・その他（　　）

＜メンテナンス作業についてふりかえってみよう＞

氏名（　　）

①　今日はどんな作業をやりましたか？丸で囲みましょう。

流し台清掃　窓ふき　学校トイレ清掃

城ヶ崎海岸トイレ清掃　城ヶ崎海岸待合室清掃

その他（　　）

②　今日の作業で，じょうずにできたのはどんなことですか？

③　今日の作業で，むずかしかったのはどんなことですか？

③　今日の作業で一番気をつけたことはどんなことですか？

④　今日の作業の感想を書いてください。

＜３回のメンテナンス作業を終えての感想アンケート＞

①やってみて楽しかったことはありますか。それはどんなことですか？

②どんなことを覚えましたか？

③これからの清掃の中で，どんなことに気をつけようと思いますか？

また，教員は「授業あらわれカード」に生徒の様子の記入を行った（表10）。

（5）作業学習後の生徒・企業・教員の変化とその考察

1-1：生徒の変化について

事前に行った清掃に対するイメージを問うアンケートでは，「きれいになるから好きである」と積極的な態度を示す生徒も多かったが，「どちらかといえば好き」「どちらでもない」という消極的態度や「きれいにすることは難しいから嫌い」「やらな

表10　生徒の様子記入用紙

＜メンテナンス授業あらわれカード　B＞（　　）学年　氏名（　　）

授業の流れ	評価基準（◎・・よくできた　○・・だいたいできた　△・・まだまだ）					
	知識・技能面		関心・意欲・態度面			
	作業手順や道具の使い方を覚えられたか		進んで活動できたか(指示を聞くことができたか)	集中して取り組めたか	わからないことは質問できたか	自分でふり返りができたか
1トイレ清掃	床はき					
	床磨き					
	便器磨き					
	金属部磨き					
	洗面台清掃					
2ほうきの使い方	自在ほうき					
	モップ					
3まとめの話 反省・評価	話を聞く					
4　その他　気づいたこと等						

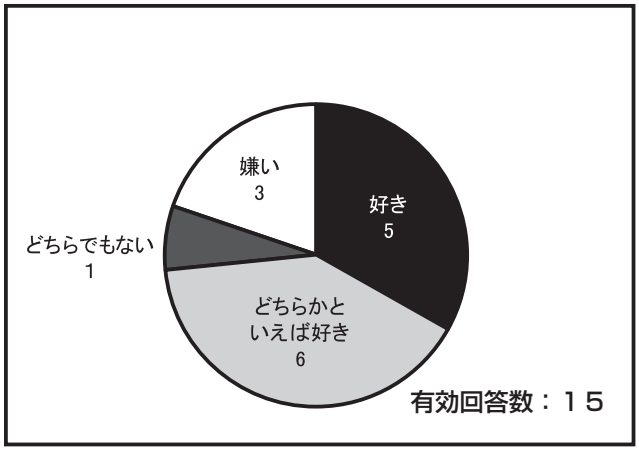

図８　清掃のイメージについて

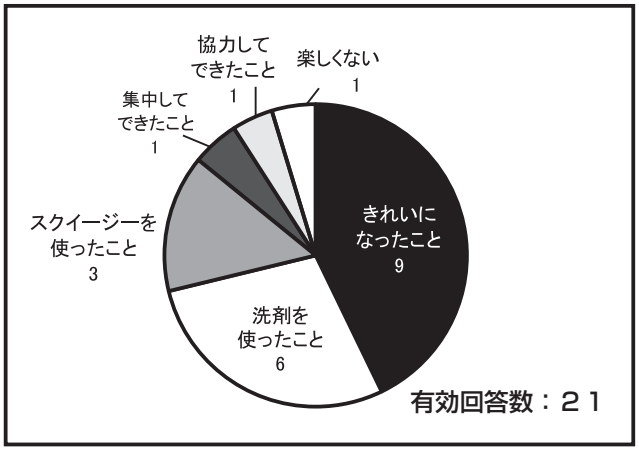

図９　授業後の感想（楽しかった理由）

ければならないことだとは思うが，あまり好きではない」といった負のイメージを持つ生徒もいた（図８）。

しかし，３回の授業を終えた後のアンケートでは，ほとんどの生徒にとって「楽しかった」授業であり，（楽しくない…１名）その理由の多くは「きれいになったから」や「（プロの使う）道具や洗剤を使って清掃したから」であった（図９）。また，「駅の人が「きれい」と言ってくれてうれしかった」と，人に感謝されたことを自分の喜びとしていた生徒もいた。

教員の目から見た生徒の様子について，以下の点が挙げられた。

・新しい道具を使ったことの喜びは大きかった。それが“楽しい清掃”につながり，積極的に取り組むことで，終了後の達成感も得られたと思う。
・目に見えてきれいになることを心から喜ぶ姿が見られた。
・外部の方の指導ということで，リラックスの中にも，適度な緊張感をもって取り組んでいた。

授業実施後の生活場面での生徒の様子については，以下の報告があった。

・大掃除の時，窓ふきに自信をもって取り組んでいた
・トイレ清掃の時に，道具の使い方を自ら気をつけて取り組んでいた。
・汚れていることに気づけるようになり，普段のトイレの使い方にも気をつけるようになってきた。
・実習先で「ほうきの使い方が上手になった」とほめられた。（３年生）

1-2：生徒の変化についての考察

清掃のプロが使う専門の道具を，自分たちも使うことに喜びを感じたことは確かだと思うが，清掃活動を繰り返す中で，道具の使い方のコツを覚え，どうすればきれいにできるかわかってきた結果，トイレや窓，流し台がきれいになったことに喜びや満足感を味わえたことが大きいと考えられる。指導の方法として，はじめは自分の力できれいにする，次にプロが使う洗剤や道具を使ってみる，という段階を踏んだ指導を取り入れたことや，洗剤や専門の道具を提示する際にも，“魔法の道具その１”“魔法の道具その２”等，生徒の興味を引きつける提示の仕方を工夫したことも生徒の新鮮な驚きや喜びにつながったといえよう。

メンテナンス会社から「清掃にはきりがない」という話があった。確かに「サービス」の分野の業務は抽象的で，知的障害のある生徒たちが携わるのは難しいイメージもある。しかし今回の取組からは，プロの自信に裏打ちされた確かな技術を学ぶことやプロの仕事に対する姿勢を間近に見ることで，「働くこと」に対する意識づけ（仕事の価値観・仕事に対する厳しさ）や「働く意欲」（身につけた知識・技術を役立てたいという気持ちや仕事に対する充実感）を育てることができ，さらに「人に喜ばれることを自分の喜びとする」気持ちも育てられることがわかった。

生徒にとっては，自分の活動の結果が自分の目で確認できること，しかも違いがはっきりとわかることがより喜びを大きくしたのだと思う。また，講師もほめることを大事に考え，生徒はほめられることで自信をつけ，意欲を喚起され，一生懸命活動に取

り組むことができたのである。さらに，教員が生徒と共にプロから学び，道具の扱い方を覚えようと真剣に取り組む姿を見ることは，生徒の“学ぶ姿勢”のお手本として意識されたのではないだろうか。

今回の取組は，生徒全員に体験させたいという思いから，１グループに対してわずか３回の機会しか与えることができなかったが，その中でも，覚えたことを日常の中に活かしていこうとする生徒があらわれたことに意義があると感じる。

大事なのは，学んだことをいかに般化できるかである。それは，日常生活の中で自然に取り組まれてこそ，“身についた”といえるからである。

2-1：企業側の変化について

メンテナンス会社では，毎回３名（毎回同じ担当者）が授業に携わった。授業を進めていく中での企業側の感想として，次のような意見が出された。

- 中には普通の子と変わらない子もいるのに驚いた。
- 時間はかかるが，やれば十分仕事を覚えられることを実感した。
- 生徒が一生懸命取り組もうとしてくれることがうれしい。
- やるたびに子どもたちの目が輝いていた。
- 自分たちも毎回楽しみながら取り組むことができた。
- 取り組んで良かったと思っている。

2-2：企業側の変化についての考察

ここでは，「普通の子と変わらない子もいるのに驚いた」「時間はかかるが，やれば十分仕事を覚えられることを実感した」というように養護学校の生徒に対する新たな認識が生まれていることがわかった。特に「十分に仕事を覚えられる」という評価は，清掃業における生徒の雇用の可能性を示すものとして捉えることができるものと考えられた。また「取り組んで良かった」と企業としての取組に対する必要性も感じていることが伺えた。後述するが，雇用に向けては「作業スピードが必要である」という企業側から見た今後の課題についても指摘がなされており，今後対応を検討していく必要があると考えられた。

以上のように今回の取組における成果は，メンテナンス会社の現場で働く人たちが障害のある生徒と継続的に接し，様々なタイプの生徒がいることを知ると同時に，彼らの「働くこと」への可能性も感じ取ってくれたことであろう。この企業側の意識の変化は，生徒たちを地域に送り出すことを目指している学校にとって大きな収穫であるといえる。

一方，企業にとっても地域における企業の社会的貢献について考える機会となり，こうした取組を行っているということを学校が情報発信することで，企業のPR活動の一環にもなると考えられる。

3-1：教員の変化について

今回の取組では，教員は講師の指示を，個々の生徒に合わせてより具体的にし，生徒にわかりやすくするための支援をする役割を果たす他に，生徒と共にプロの行う正しい清掃の技術を身につけることも目的の一つであった。しかし，取組をとおした教員にとっての成果はそれだけではなかった。以下に出された意見のポイントをまとめる。

＜教員にとっての成果＞

1　清掃に関する新たな知識や技術の習得
- スクイージーを使った窓ふきでは，洗剤を使用せず，水だけで十分きれいにすることができることに驚いたり，磨き洗剤・尿石とり等プロが使用する洗剤や道具の紹介をうけ，普段の清掃時にも取り入れることにしたり等，今回の授業で学んだことは，さっそく次の授業に生かすことができた。
- 新しい技術を学ぶことは教員にとっても楽しみであり，自らが教える側に立つためにも，生徒よりも早く覚えようと心がけた。

2　教員間の指導方法の共通理解
- 清掃の方法や道具の使い方は，取組当初からの課題でもあり，「どの教員も同じ指導ができるようになる」ために，共通理解の下に統一した技術を身につけることを目指した。そのため，12月末の研修会においては，（まだ授業を実施していないクラスの教員も含めて）改めて＜スクイージーの使い方＞＜雑巾の絞り方・使い方＞＜水モップの使い方＞の講習を行い，今後の指導における教員間での共通理解が図れた。

3　生徒の様子の理解
- 教員以外の指導を受ける生徒の様子を，普段とは違った視点で見ることができた。また，生徒は現場で働くプロの指導という本物に接することから，いつもの授業とは違った一面を見せ，教員も生徒に対する新たな発見から今後の指導のヒントをつかむことができた。

3-2：教員の変化についての考察

これらの結果から，清掃作業に対する教員自身の意識が変わったことが感じられた。今回の取組による教員の意識の変化は，これからの清掃作業におい

て教員自ら実践的な清掃の技術を伝えることができたり，活動における生徒の新たな可能性を探ることができたり等，教員間の共通理解のもとに指導内容や指導の方法の検討を可能にし，授業の幅を拡げることにつながるであろう。

また，どの教員も同じ方法で生徒の支援にあたるためには，支援する側である教員が，作業で取り扱う活動そのものに対する正しい知識や技術を身につけることが重要であると考えられた。

（6）今後の課題　－指摘された課題と考察－

今年度は初めての取組であるが，これまで考察してきたように，今回の取組を通じて，生徒も企業側も教員の意識にもそれぞれ変化が見られたことは大きな成果であろう。

この取組をさらに継続・発展させていくためにはどのようにしたらよいか。これまでの取組を企業側，教員側それぞれの立場で振り返ると共に，今後の展開に向けての課題についても意見を交換した。

①指導内容

企業側からは，メンテナンス業への就労を視野に入れた今後の取組における課題として，以下のような意見が出された。

1）プロの目から見た課題

・今から身につけておきたい技能は「清掃の基礎」と「作業のスピード」である。
清掃にはきりがないため，メンテナンス業ではいかに時間内に仕上げるかが重要となる。やはり，スピードが要求される仕事である。また，清掃の原則を知っていれば応用ができるので，まずは基本を身につけることが大事である。

作業学習に関わった教員からは，今後生徒につけたい力として以下のような意見が出された。

2）教員がとらえた課題

＝生徒につけたい力＝
・基礎的な態度・技術（「働く意欲を持つこと」「清掃の基礎的技術」）は１年生の段階できっちり学ばせたい。
・繰り返しの活動の中で「時間をかけずに手際よく作業をする」ことを覚えさせたい。
・自ら「汚れに気づく方法」を伝えたい。
＝学校の授業の中で考えていくこと＝
・トイレ清掃の方法・手順を確立する。
・どの教員も同じ指導（技術・手順の統一）ができるようにすること。
・新しい形の活動の創造……駅や近隣の別荘等にチームで入って清掃させてもらう等。

“地域の中で働く人を育てる”ことを目指すためには，今後も現場で働くプロとしての企業の協力を得ながら，１年生から継続的･段階的に授業を行い，生徒の“働く人”としてのキャリアアップを図ることも有効な取組の一つであると考えられる。

そのためには，高等部３年間を見とおして授業の計画をたてることはもちろんだが，その中に，地域に存在する人的・物的資源を活用したり，取り込んだりする視点を持つことが大切である。それが地域における学びの機会を広げていくことにつながり，ひいては将来地域で働き，生活する生徒たちの，地域社会へ向けた移行支援の一環にもなると考えられる。今回の分校の取組を通じては，メンテナンス作業の可能性を実感したが，近年，知的障害者の流通・サービス業・事務補助等の分野への就労が全国的に増加していることもあり，作業学習でも新たな職域に合わせた作業種を設定することも時代の流れを取り込む一つの方法ではないだろうか。これからは製造に関する作業種の中にも，例えばパソコンを使って製品管理やラベル作りを行う等の工夫をするなど，事務処理関係の活動を取り入れることも考慮する必要があろう。

3）「職業人」としての技能・態度

今回の授業の「働くための心構え」の講義では，職業人としての基本として，身支度（目的にあった服装を整えられること），コミュニケーション（あいさつ・返事・報告）について触れた。しかし，それに加えて“作業スピード”や“複数の仕事ができること”も技能として身につける必要があることを指摘された。生徒に作業スピードを意識させることはなかなか難しいと感じているが，具体的には，作業活動の中で自分自身の能力に応じたノルマを達成したり，複数の工程を担当したり，状況に合わせた対応を考える場面を設定したりすることをとおして身につけていく必要があると考えられる。

②指導方法および支援の工夫

1）現場に近い環境作りをする

実習後の評価で，「学校ではできるのに，現場では力が発揮できない」という生徒も多い。現場で仕事ができてこそ本当の力といえる。そのためには，学校で行う作業をできるだけ現場の状況に近づけた

り（企業の方にアドバイスを仰ぐ），外部講師の活用により直接企業の方の指導を受けたりし，さらに地域の資源を使って作業学習を行ったりすることが有効だと考えられる。

外部講師の活用については，今回の分校での取組から，その職業に携わっている人から直接指導を受けることの有効性を感じることができた。さらに，駅という校内ではない現場の清掃に取り組んだことが，生徒に社会との接点を感じさせ，緊張感を持った清掃活動ができ，人から感謝されることによる喜びを実感として味わうことにもつながったと思われる。現場（もしくは現場に近い状況下）での体験を通じ，生徒が本物に接することで，仕事に対する姿勢や仕事の厳しさ等に触れ，「働くこと」について学べることが多いと考えられる。

また，生徒の働く意欲を引き出すためには，本人の課題となる部分に注目するのでなく，できるようになったことに注目し，ほめられる経験を多く積むことが大切だと考える。今回の清掃作業でも，指導にあたりまず「ほめること」を念頭に指導がなされたことが，生徒の意欲を引き出すのに大きな役割を果たしていた。

２）目標設定により課題意識をもたせる

作業スピードを身につけることが必要なことは先にも述べたが，そのための一つの手立てとして，生徒にどこまでやればよいのか見通しをもたせ，時間単位，日単位，月単位等生徒の能力に応じたスパンでのノルマを設定することが考えられる。このことにより，目標に向けてがんばる集中力，持続力，時間を意識する能力を養うことができる。また，出来高表，成果表等を掲示して成果が一目でわかる工夫をし，生徒のがんばりを賞揚することで，働くことへの意欲づけもできると考えている。

目標設定に際しては，生徒一人一人の目標はもちろんだが，チームで取り組む作業に関しては，チーム別，工程別での目標を設定することで，仲間と協力して取り組む意識も育てられると思われる。今回取り組んだ清掃作業では，２～３人のグループで駅の男・女２カ所のトイレ清掃に取り組み，グループ内で床を掃く人，便器を磨く人，水を流す人，洗面台を磨く人等の役割分担がなされ，チームできれいにしようという意識がもてたと考えられる。清掃終了時に，互いのトイレの状態をそれぞれチェックし感想を述べ合ったことも，チームで取り組んだという意識を高めることにつながったのではないかと考えられる。

３）教員間の共通理解および教員の作業種に対する理解を深める

作業学習では多くの場合，複数の教員がチームを組んで一つの作業種に取り組む。生徒も学年をまたがってグルーピングされることが多いので，個別の支援計画や個別の指導計画を活用して，生徒のアセスメントや作業学習における課題設定等に対する共通理解を図ることが重要と考えられる。また，教員は自らの担当する作業種に対して精通する努力が必要である。教員の学ぶ姿勢が生徒の手本となり，生徒の仕事に取り組む姿勢も作られていくのではないだろうか。

③企業との連携のもち方

１）授業改善の意識をもつこと

作業学習の中に企業が有する専門性の視点を取り入れることで，これまでの授業作りの見直しができることは，企業と連携するメリットの一つである。連携の方法にも様々なスタイルがあろう。しかし，大切なのは地域の実情に合わせて，いろいろな職種の可能性を探り，積極的に企業が有する専門性の視点を取り入れて生徒の“働く力”を育てていくことである。

また，授業への協力依頼に関しては，企業の協力体制に依存する部分が大きいのが現実である。ボランティアでお願いできることが理想だが，業務を行いながらの活動となるので，謝金の支払いができるような制度や仕組みも必要である。

２）開かれた学校作り

企業に，特別支援学校（知的障害）に在籍する生徒の理解を図り，学校でどのような学習を行っているのかを知ってもらうためには，学校側からの情報発信や連携作りへ向けた働きかけが重要である。

Ⅶ．おわりに

今，教育改革の流れの中で，養護学校が特別支援

学校となり，地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められ，福祉，医療，保健，労働等の関係機関との連携を図って策定した個別の教育支援計画の効果的な活用が課題となるなど，特別支援学校は様々なニーズに応える存在としての役割が求められている。伊豆高原分校も，東伊豆地域に平成14（2002）年に新設された学校として地域に根ざした学校作りを目指しており，これから卒業する生徒たちが地域社会にどのように受け入れられるかについて把握する必要があると考えている。なぜなら，そこから地域社会が学校に求めているものが見え，学校から発信すべきことや取り組むべき課題がわかり，そして地域社会の中で生徒や保護者の思いをどのように支援していけばよいのか等について考える基盤となるからである。

ここでは，これからの職業教育を推進するうえでの課題について検討する。

１．職業観・勤労観の育成

高等部卒業後に地域の中で働く生活を送ってほしいという保護者や教員などの願いの実現は，まず生徒自身の「働きたい」という意欲からスタートする必要がある。働く意欲を育てるためには，働くことに対する意識を早期から育てることが大切である。働くことに喜びを感じ，その価値がわかり，生きがいを感じて働ける気持ちを育てることが大切ではないだろうか。

２．早期段階からの職業教育・進路指導（キャリア教育）の充実

上記の働く意欲をもつためには，キャリア教育の視点に立ち，特別支援学校においても，小・中・高の一貫した取組が必要である。そのためには，小さい頃から家の手伝いをしてほめられたり，学習活動の中で自分の役割を果たしたりすることで人に喜ばれる経験を積むことや，道具を使って物を作る経験を重ねること，仲間と協力して活動に取り組むこと等，他者と関わる全てのことが将来の生活につながって「生きる力」となるのだという意識が大切である。そして，子どもに関わる教員や保護者がこのキャリア教育の視点をふまえ，早期の段階から，その子が社会で生活する姿をイメージすることで，現在何が必要なのか見えてくるのではないだろうか。

一方，子ども自身が将来の働くことに対するイメージが持てるようにする支援は，生活年齢に合わせた実際的・体験的学習をとおして早期の段階から行われるべきものである。その取組として現場実習があるが，限られた回数の中で（分校の場合，３年間に４回が基本の設定）進路を選択することが難しい生徒もいる。進路の自己決定を支援するためには，生徒自身の適性を見極めたり，進路の選択について考えたりする機会をできるだけ多く用意することが望ましいことを考えると，高等部でも１年生から実習を組むことや，さらには，中学部段階から取り組むことも必要である。中学部で行う現場実習では，例えば，実習期間は１～３日間程度とし，教員と共に実習したり，２～３人のグループで同じ場所に実習に入ったりする等の経験を積むことで，生徒の不安感を減らし，実習にのぞみながら働くことに対するイメージや自分が就きたい仕事に対するイメージを持つことができるのではないだろうか。

また高等部教育では，地域社会に出て行く最終段階として，地域生活や職業生活に対するイメージをより具体化するために，地域の力を取り入れながら教育活動を展開することも必要であろう。その一つとして，今回分校で取り組み，そして多くの先進校も実践している企業と連携した作業学習がある。その際に大事なのは，地域の力を活用して作業学習の改善をはかり，地域で働く人材を育てるという姿勢をもつことではないだろうか。

さらに，高等部へは地域の特別支援学級からの進学が多いこともあり，特別支援学級においてもキャリア教育に対する意識を持って取り組んでいくことが重要であると考えられる。そのためには，特別支援学校からも地域の特別支援学級との連携を図るべく，働きかけをすることが求められよう。

３．移行支援計画を活用した地域とのネットワーク作り

現在地域社会の役割として，地域で生まれ育ち生活する子どもたちを，入学前から卒業後に続く支援体制を作って見守ることが求められている。障害者

の就労においても同様であり，障害のある人が地域で働けるように関係機関が連携して支える必要がある。特別支援学校も地域資源の一つとして，地域の中での役割を担っていかなければならない。各地域の実情により，学校に求められるものや教員の果たすべき役割にも違いがあろう。子どもたちの生涯にわたる支援体制の中で，学校ができることが何かを見極め，地域と積極的につながりをもって取り組むことが大切なのではないだろうか。

教育の役割の一つとして生徒の“生きる力を育てる”ことがある。特別支援学校（知的障害）も小・中・高等部の12年間，子どもたちを教育し，やがて地域社会に出て生きるための力を育てることを目指している。そのための教育の内容や方法をより一層充実していくことが必要であり，それを支えるツールとなる個別の支援計画，個別の教育支援計画，個別の指導計画，個別の移行支援計画，およびこれらを活用した支援体制そのものを実効性のあるものにする努力を継続的に行うことが必要であろう。まずは，関係機関との連携作りが重要であり，関係機関の人々の互いの信頼関係作りから始めることが肝心ではないだろうか。

引用文献

1）国立教育政策研究所生徒指導研究センター(編)：「キャリア教育」資料集―文部科学省・国立教育政策研究所―研究・報告書・手引き編, 2006.

2）内閣府(編)：障害者白書, 平成18年版, 社会福祉法人東京コロニー , 2006.

3）盲学校, 聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方に関する調査研究協力者会議：盲学校, 聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について(報告).
<http://gauguin.nise.go.jp/db1/html/tk9.html>.

4）文部省(編)：盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年３月)解説―各教科, 道徳及び特別活動編―, 東洋館出版社, 2000.

（受稿年月日：2007年９月６日，受理年月日：2007年12月７日）

資　料

①「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

昭和35（1960）年に制定され，働く障害のある人や働くことを希望する障害のある人（昭和35（1960）年当時，障害者とは身体障害者又は知的障害者を意味していた）が，その能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を講じ，障害者の職業の安定を図ることを目的としている。

さらに平成17（2005）年７月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。障害のある人が自らの能力や可能性を最大限に生かし，職業生活におけるキャリアを切り開いていくために，それまで雇用義務の対象とならなかった精神障害者や，重度の障害のある人も視野に入れ，障害種別による制度上の格差の解消を図ったり，働き方の選択肢を広げたりすることで就業機会を拡げることを目的としている。

②「障害者雇用率制度」

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき，民間企業，国，地方公共団体は，一定の割合以上，身体に障害のある人または知的障害のある人を雇用することを義務づけられている。この一定の割合（法定雇用率）は平成10（1998）年７月に，それまでの1.6％から1.8％に引き上げられた。

雇用義務の対象となる障害者は，身体障害者又は知的障害者である。精神障害者は雇用義務の対象ではないが，精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は，雇用率に算定することができる。

③「障害者雇用納付金制度」

障害者雇用率未達成企業は，１人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付することとされている。この納付金を財源として，障害者を雇用率を超えて雇用している企業に対して，障害者雇用調整金や報奨金が支給されている。また，障害者を雇用する事業主が雇用のために職場環境を整備したり，適切な雇用管理を行ったりするのに必要な費用

を助成するための各種助成金としての支給も行われている。

④「特例子会社制度」

障害者の雇用促進を目指し，障害者雇用促進法に基づき定義された特例の会社である。

障害者雇用率制度による障害者雇用の義務は，個々の事業主ごとに課せられるが，事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し，一定の要件を満たしていると厚生労働大臣（公共職業安定所長）の認定を受けた場合は，その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を計算できることとなる。

この制度を活用することにより，親会社は障害者雇用率の向上・達成が期待できる。また，障害者の能力に合わせた独自の処遇や労働条件を柔軟に設定でき，雇用管理もしやすくなる。最近ではそれに加えて，企業の社会的責任やイメージアップにつながるというメリットも考えられるようになってきている。

⑤「障害者自立支援法」

平成17（2005）年10月末成立した。支援費制度の課題を解決し，障害者が自ら選び取った方法で自立した生活を送るための支援体制を構築することや障害種別に関わりなく身近なところで必要なサービスを受けられる体制作りと，財政上も安定して持続できるような制度として考えられている。

⑥職業観・勤労観の定義（国立教育政策研究所生徒指導研究センター編 「キャリア教育」資料集－文部科学省・国立教育政策研究所－研究・報告書・手引き編より）

「職業観・勤労観」は，職業や勤労についての知識・理解及びそれらが人生で果たす意義や役割についての個々人の認識であり，職業・勤労に対する見方・考え方，態度等を内容とする価値観である。その意味で，職業・勤労を媒体とした人生観ともいうべきものであって，人が職業や勤労を通してどのような生き方を選択するかの基準となり，また，その後の生活によりよく適応するための基盤となるものである。

Desirable occupational learning in cooperation with companies to encourage mentally disabled students to work: Analyzing advantages for students, schools, and companies

MATSUMOTO Michie

Izu-kogen Branch School, Shizuoka Tobu School for Students with Disabilities, Izunokuni, Shizuoka, Japan

Received September 6, 2007; Accepted December 7, 2007

Abstract: From the viewpoint of enhancing the employment of mentally disabled students, we conducted experimental curriculum to search the ideal vocational learning in cooperation with companies in the Izukogen Branch School of Shizuoka Prefectural Tobu School for Disabled Children. Then the effectiveness of these curriculum was examined through the analysis of the advantages for students, schools, and the participated company in these curriculum. There were many advantages for all of participants; students, school, company, and the roles of schools and companies in cooperative educational activity to improve the attitudes of mentally retarded students towards employment were clarified. The issues in the promotion of future vocational education were discussed.

Key Words: Occupational vocational learning, Cooperation with companies, Network with local community, Employment